

令和6年能登半島地震踏まえた液化石油ガス法令関連の措置

※液化石油ガス法：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

- **特定非常災害特別措置法**※¹に基づき、令和6年能登半島地震による災害が、令和6年1月11日付で「特定非常災害」に指定され※²、定期供給設備点検・定期消費設備調査等の**履行期限のある法令上の義務を令和6年4月30日まで延長**することなど、各種措置が講じられている。
- 液化石油ガス法令に定める事務については、令和6年3月19日の告示制定※³により、災害救助法の適用地域について、以下のとおり措置を講じている。
 - **義務講習受講期限の延長**
充てん作業者、液化石油ガス設備士及び業務主任者が受けなければならない義務講習について、受講期限をそれぞれ延長。

※1 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）

※2 令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）

※3 液化石油ガス保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間を定める件（令和6年経済産業省告示第25号）

（出典）

・令和6年能登半島地震による災害「特定非常災害」指定について（各種の許認可等（運転免許等）の有効期間の延長などが行われます。）

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu01_000360.html

・災害救助法の適用状況

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

・LPガスの安全（ニュースリリース参照）

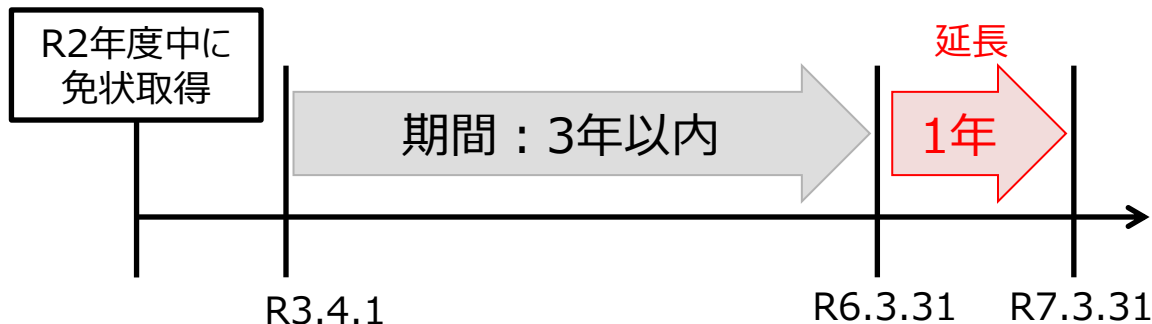
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/index.html

充てん作業者

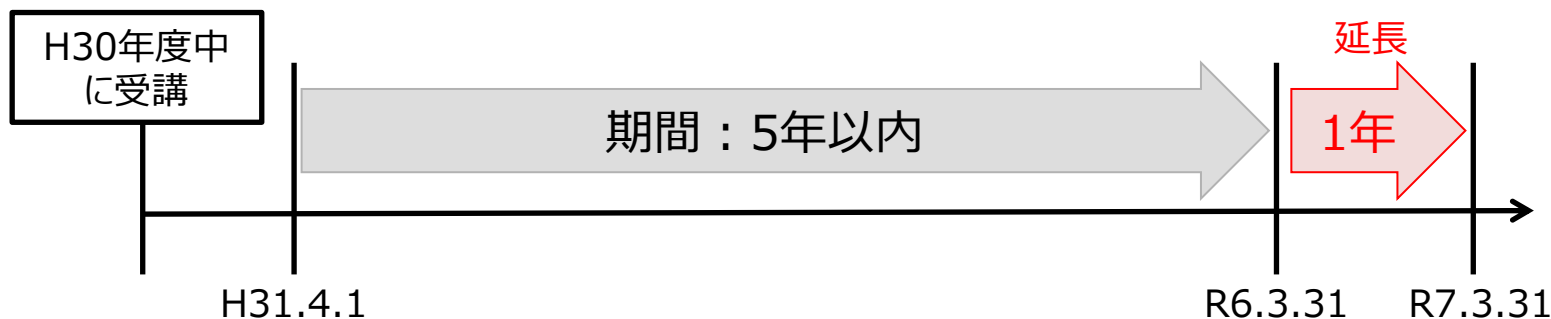
液化石油ガス設備士

講習を受けなければならない期間が
令和6年3月31日に終了する方は、
期間が1年間延長されます。

免状取得後、最初の講習の場合



二回目以降の講習の場合

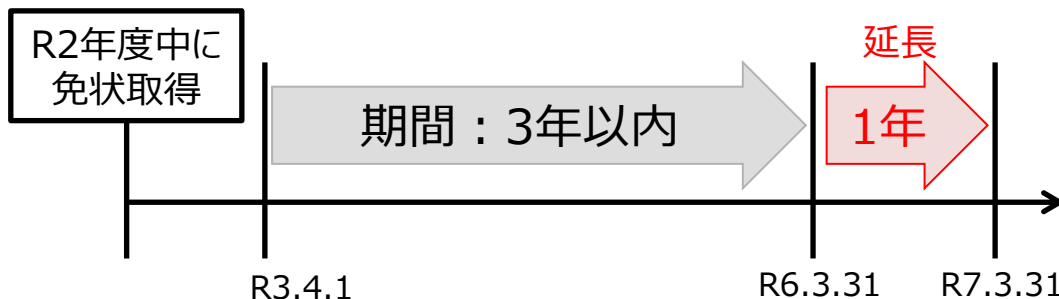


参照条文：液化石油ガス法施行規則 第74条、第109条

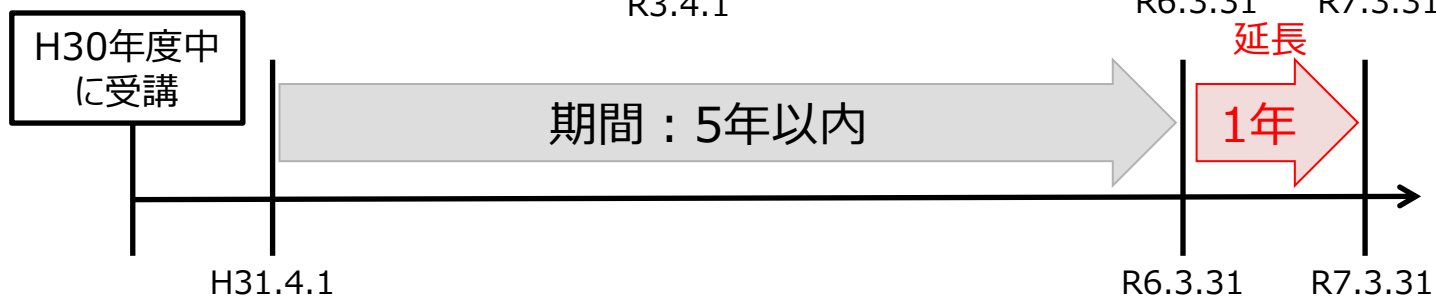
業務主任者

講習を受けさせなければならない期間が令和6年3月31日に終了する場合は、期間が1年間延長されます。

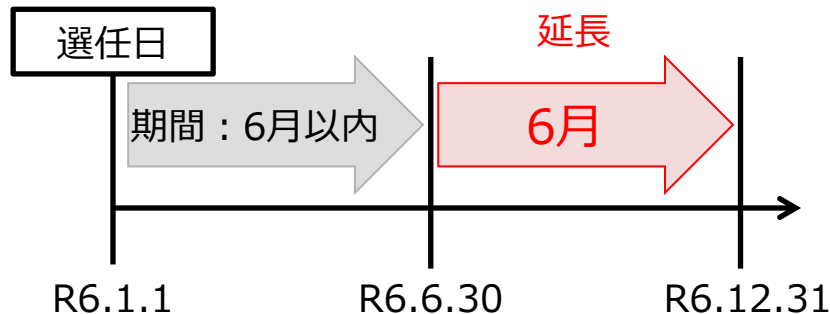
免状取得後、最初の講習
の場合



二回目以降の講習
の場合



例) 令和6年6月30日に期間が終了する場合



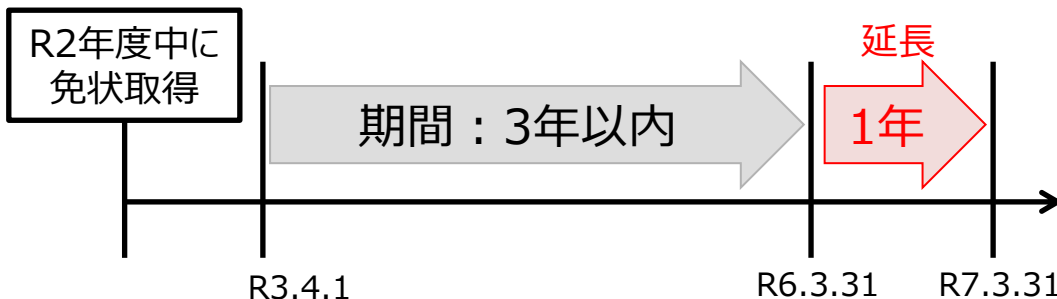
上図の期間にかかわらず、選任した日から6月以内に講習を受けさせなければならない場合であって、その期間が令和6年1月1日から6月30日までの間に終了する場合は、右図のとおり期間が6月間延長されます。

保安係員

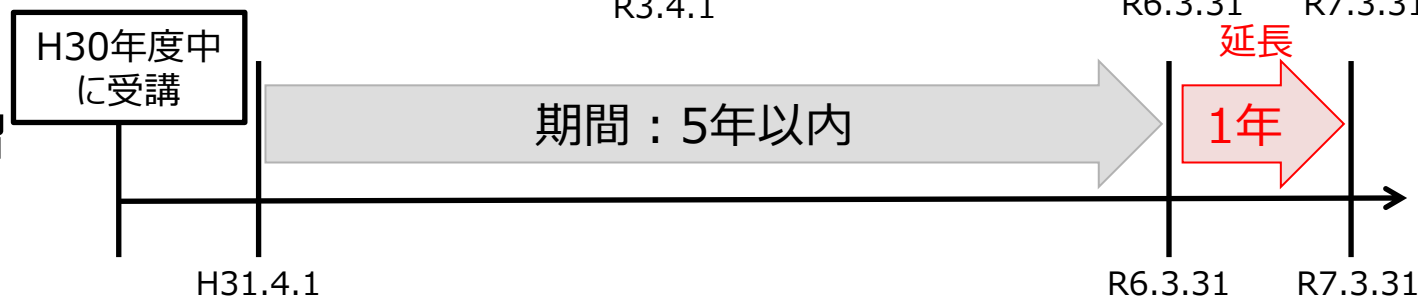
保安主任者

講習を受けさせなければならない期間が令和6年3月31日に終了する場合は、期間が1年間延長されます。

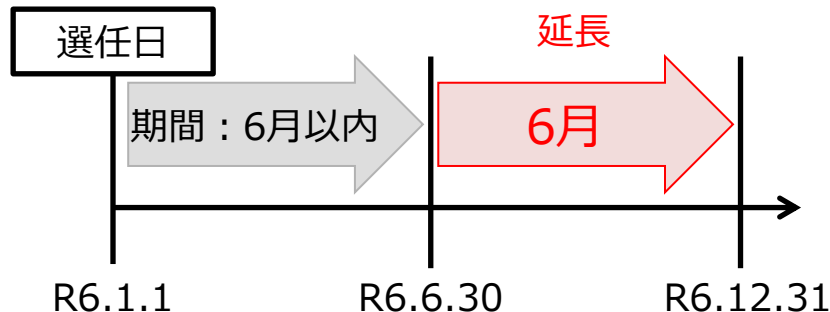
免状取得後、最初の講習の場合



二回目以降の講習の場合



例) 令和6年6月30日に期間が終了する場合



上図の期間にかかわらず、選任後、講習を受けさせなければならない期間（6月以内）が令和6年1月1日から6月30日までの間に終了する場合は、その期間が6月間延長されます。

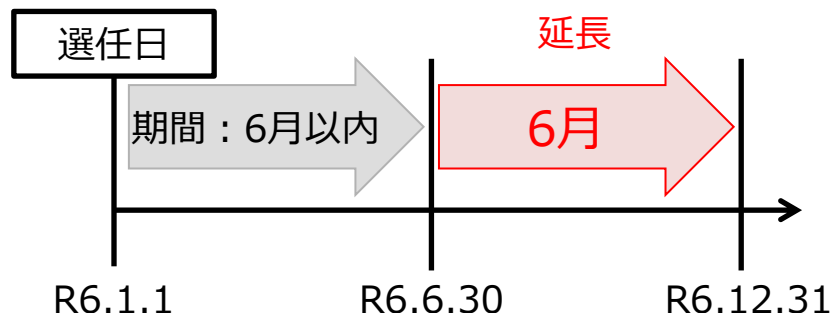
保安企画推進員

講習を受けさせなければならない期間が、選任後最初の講習は6月、二回目以降の講習は1年、延長されます。

選任後、最初の講習の場合

選任後、講習を受けさせなければならない期間（6月以内）が令和6年1月1日から6月30日の間に終了する場合は、その期間が6月間延長されます。

例）令和6年6月30日に期間が終了する場合



二回目以降の講習の場合

講習を受けさせなければならない期間が令和6年3月31日に終了する場合は、その期間が1年間延長されます。

H30年度中に受講

